

# 第60期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時

## 開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号  
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階  
『白鳳』の間  
(末尾の株主総会会場ご案内図を参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。

## 目 次

第60期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	13
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告	41

### 議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに  
到着するように議決権を行使していただきますよう  
お願い申し上げます。

(証券コード3766)  
2026年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  
新宿三井ビルディング32階  
**システムズ・デザイン株式会社**  
代表取締役社長 隈 元 裕

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.sdcj.co.jp/>  
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「システムズ・デザイン」または「コード」に当社証券コード「3766」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するように議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号  
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階『白鳳』の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
1. 第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いをいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上


- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書面を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令および当社定款の定めに基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては除いております。  
従いまして、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の上記電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎株主総会におけるご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.sdcj.co.jp/>) に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月23日（火曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時30分）




**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

（初電投）

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサポ  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

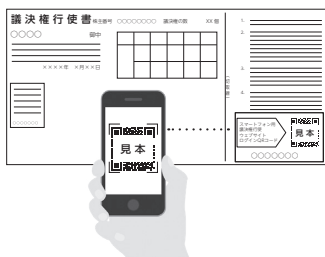
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

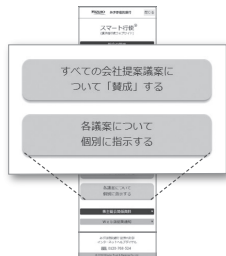
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

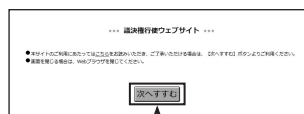
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

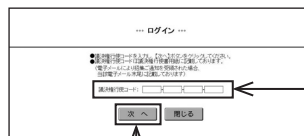
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

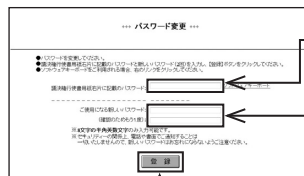
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元をより一層拡充する観点から、今後は減配を実施せず増配または維持する「累進配当方針」を原則とすることを明確化するとともに、第8次中期経営計画においてDOE（純資産配当率）目標を設定し、3.5%以上を目指してまいりました。

上記方針に基づき当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当を前事業年度比10円増配し、55円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式 1株につき55円  
配当総額 188,016,730円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の現行事業の実態および今後の事業展開を踏まえ、定款の内容をより実態に即したものとするとともに、経営体制の柔軟性およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、所要の変更を行うものであります。

具体的には、まず、当社の事業領域の拡大および多様化に対応するため、目的条項について現行事業および将来の事業展開を見据えた内容へと整理・明確化を行うものであります。これに伴い、新たな事業目的を追加するため、現行定款の目的条項の号数を一部繰り下げるものであります。

次に、株主総会および取締役会の招集権者ならびに議長について、特定の役職に限定する従来の規定を見直し、取締役会においてあらかじめ定める取締役が担う方式へ変更することにより、経営環境の変化に応じた柔軟かつ機動的な運営体制の構築を図るものであります。

また、代表取締役の選定については、取締役会決議による選定をより明確化するとともに、代表権付与に関する自動的な規定を見直すことで、経営責任の所在を一層明確にし、ガバナンスの強化を図るものであります。

さらに、取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、経営に対する監督機能の強化および株主の皆様のご意向をより迅速に経営に反映できる体制を整備するものであります。なお、本変更に伴う取締役の任期の取扱いについては、経過措置として附則を設け、現任取締役の任期を明確化しております。

以上の理由により、本定款変更をお願いするものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. <u>電子計算機による情報処理ならびに情報提供に関する業務</u>	1. <u>情報システム、業務システムおよび各種ソフトウェアの企画、設計、開発、運用、保守ならびに管理に関する業務</u>
2. <u>電子計算機による経営組織の立案および経営指導に関する業務</u>	2. <u>コンピュータ、通信ネットワーク、情報インフラおよびクラウド環境の企画、設計、構築、運用、保守および管理に関する業務</u>
3. <u>コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、およびサービスの提供</u>	3. <u>情報システム、情報技術に関するコンサルティングおよび業務改善支援ならびに経営支援に関する業務</u>
4. <u>コンピュータ、電話等のネットワークを使った通信情報サービス業</u>	4. <u>各種ソフトウェアおよび情報関連機器の調達、販売、賃貸、設置、保守ならびに管理に関する業務</u>
(新 設)	5. <u>情報処理、データエントリー、文書管理および業務運用等に関する業務</u>
(新 設)	6. <u>コンタクトセンター、ヘルプデスクおよびカスタマーサポートに関する業務</u>
(新 設)	7. <u>業務プロセス管理等のサービスおよびシステムの調達ならびに提供に関する業務</u>
(新 設)	8. <u>教育、研修、セミナーおよび人材育成に関する企画および運営ならびに教材の制作および提供に関する業務</u>
5. 一般労働者派遣に関する業務	9. 一般労働者派遣に関する業務
6. 前各号の目的達成のために附帯し、または、関連する一切の業務	10. 前各号の目的達成のために附帯し、または、関連する一切の業務
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会の定める取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	2. <u>前項で定める当該取締役に事故があるときは</u> 、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長および取締役副社長をそれぞれ1名、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 <u>取締役社長ならびに取締役副社長はそれぞれ会社を代表する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長および取締役副社長をそれぞれ1名、専務取締役ならびに常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定める取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項で定める当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>附 則 <u>令和9年6月開催の定時株主総会終結前に在任する取締役の任期に関しては、第22条の規定にかかわらず、令和9年3月31日に終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>なお、本附則は、該当する取締役全員が退任した時をもって、これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月24日開催の第59期定時株主総会において補欠監査役に選任された大田茂樹氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

おお たち しげ き  
**大田 茂樹** (1959年10月1日)

所有する当社の株式数…………… 一株

#### 【略歴および重要な兼職の状況】

1982年4月	富士通株式会社入社
2004年4月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長
2006年4月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長代理
2007年4月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長
2008年4月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長兼(株)富士通ディフェンスシステムエンジニアリング(現富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ(株))取締役
2012年4月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長兼(株)富士通システム統合研究所(現富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ(株))取締役
2014年4月	同社特機システム事業本部長代理
2016年4月	(株)ジョイント・システムズ・サービス代表取締役社長
2023年4月	同社シニアアドバイザー

#### 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

大田茂樹氏は、永くIT業界に従事し、高度な専門的知識を有しており、また、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、その見識を活かして、当社の監査体制に反映して頂くことを期待しております。なお、同氏は、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 大田茂樹氏と当社との間には、内部監査支援や経営企画支援に関する業務委託契約を締結しておりますが、同氏が監査役に就任する場合は、当該契約を解約する予定であります。
2. 大田茂樹氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本議案が承認され監査役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2.(3)③に記載のとおりです。候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制および監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

名 称	仰星監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル11階
	従たる事務所	大阪府大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング12階 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー12階
沿 革	1990年9月	北斗監査法人 設立
	1999年10月	東京赤坂監査法人と合併し、東京北斗監査法人に名称を変更
	2006年10月	監査法人芹沢会計事務所と合併し、仰星監査法人に名称を変更
	2011年7月	明澄監査法人と合併
	2014年7月	明和監査法人と合併 現在に至る
概 要	資本金	180百万円
	構成人員	
	社員 (公認会計士)	57名
	職員 (公認会計士)	225名
	(会計士補・公認会計士試験合格者)	81名
	(その他の職員)	65名
	合 計	428名
	関与会社	277社

(注) 本議案が原案通り承認され、仰星監査法人が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以 上

### (ご参考) 取締役および監査役のスキル・マトリックス

当社では、コーポレートスローガンおよび企業理念の実現に向けて、取締役会メンバーに必要なスキルを定義し、各メンバーの専門性・経験との対応関係を下図のとおりまとめました。

氏名	役職	企業 経営	財務・ 会計	ガバナンス 法務・ リスク管理	業界の知見 テクノロジー (IT/ デジタル)	組織・ 人事・ 人材	営業 マーケティング	サステナビリ ティ・ESG
隈 元 裕	代表取締役社長	●		●	●		●	
長谷 賢一	取締役		●	●		●		●
岡田 秀明	取締役	●			●		●	
梶本 繁昌	社外取締役	●	●		●		●	
三 谷 香	社外取締役		●					●
戸村 敦雄	常勤社外監査役	●			●			
深澤 公人	社外監査役		●					
大久保映貴	社外監査役			●				

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

##### イ) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げによる個人消費の上昇や高水準な企業収益による設備投資の増加基調による緩やかな回復の動きが見られる一方、米国の関税政策や中東情勢等の緊迫化、円安の影響による物価上昇により先行きが不透明な状況が続いております。また、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があります。

当社グループの属する情報サービス分野においては、生成AIを始めとするテクノロジーへの対応を目的とした投資を背景に、モダナイゼーション需要に伴うサービスがけん引役となり市場が拡大する見通しとなっていますが、生成AIの活用進展によるユーザー企業の内製化加速や、専門技術を有する高度IT人材不足によるサービス提供力の不足やビジネスチャンスの減少が危惧されております。

このような事業環境、課題認識を踏まえ、当社グループでは、「デジタルサービス企業として、価値ある技術・サービスを提供し続ける」ことを目指し、「ONE sdc ーステークホルダーとともに新たなステージへ」を基本メッセージに掲げ、「安定的収益を拡大する」、「社会の持続的な成長に貢献する」の2つをビジョンとして定め、さらに、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」にも応えつつ、2024年3月期より第8次中期経営計画を進めてまいりました。

第8次中期経営計画の最終年度である当連結会計年度では具体的に、システム開発事業においては、ソリューションビジネスの拡充を進める中、新たなビジネスモデル構築に向けた重要な布石として、IoTベンチャー企業と資本業務提携を行い、AI統合ソリューションを共同で開発いたしました。また、アウトソーシング事業においては、オンサイトビジネスの強化等に引き続き取り組んでおります。併せて、マテリアリティ（重要課題）の解決に向け、サステナビリティ推進委員会の下、環境面では温室効果ガス排出削減目標でSBT認定を2025年10月に取得いたしました。社会面ではDE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）を推進するべく、障がい者就労の新しい形への挑戦を継続するとともに、障がい者就労支援企業から作品を購入しました。また、2025年11月には当社グループの人権方針を策

定し開示いたしました。今後も、当社グループ全体の企業理念である「ステークホルダーとともに社会の持続的な成長に貢献する」の実現に向けて、積極的に取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は9,993,803千円（前期比4.0%増）となり、営業利益は595,995千円（前期比31.1%増）、経常利益は604,702千円（前期比26.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は393,126千円（前期比32.1%増）となりました。

システム開発事業につきましては、昨年受注した大規模案件の継続や既存取引先からの請負案件の増加に加え、子会社の業績も順調に推移しました。さらに、本社移転費用の減少もあったことから、売上、利益共に増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,615,291千円（前期比6.8%増）、営業利益は454,850千円（前期比36.9%増）となりました。

アウトソーシング事業につきましては、子会社業績が低調に推移したため、売上は伸び悩みましたが、業務効率化や本社移転費用の減少があったため、利益は増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,378,511千円（前期比0.6%増）、営業利益は141,144千円（前期比15.6%増）となりました。

#### ロ) 事業別売上高

事業区分	売上高（千円）	構成比（%）	前期比（%）
システム開発事業	5,615,291	56.2	6.8
アウトソーシング事業	4,378,511	43.8	0.6
合計	9,993,803	100.0	4.0

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資等は総額16,358千円であり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

システムズ・デザイン株式会社	工具器具備品	2,133千円	システム開発
株式会社アイカム	リース資産	10,489千円	アウトソーシング事業

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 57 期 (2023年3月期)	第 58 期 (2024年3月期)	第 59 期 (2025年3月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高(千円)	9,410,562	9,458,437	9,609,075	9,993,803
経 常 利 益(千円)	605,562	562,824	477,768	604,702
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	380,993	341,909	297,649	393,126
1株当たり当期純利益(円)	111.82	100.25	87.12	115.00
総 資 産(千円)	5,924,124	6,328,107	6,394,826	6,882,433
純 資 産(千円)	4,195,734	4,459,115	4,616,819	4,815,848
1株当たり純資産額(円)	1,231.40	1,306.86	1,350.55	1,408.77

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
シェアードシステム株式会社	10百万円	100%	システム開発業務
株式会社アイカム	10百万円	100%	コンタクトセンター業務
株式会社フォー	10百万円	100%	ID/ICカード発行業務

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、企業収益の改善に伴う設備投資の増加と個人消費の上昇による緩やかな景気回復の期待ができるものの、世界情勢を鑑みると先行き不透明な状況にあります。

情報サービス産業におきましては、生成AI分野の活況とDXによる社会変革が今後より一層進んでいくことが予想され、企業のIT投資は引き続き増加傾向にあります。当社においてもこれらの需要に対して的確な対応が求められています。

中長期的には、IT人材、とりわけ専門技術を有する高度IT人材の育成と確保が重要な課題と認識しております。引き続き積極的な採用活動を継続するとともに、当社グループの中核を担う人材育成も行い、従業員のエンゲージメント向上につなげてまいります。

また、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、社会全体としての取り組みが進んでおり、各企業もビジネスイノベーションを発揮し、事業を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、ダイバーシティの推進や働き方改革への対応が求められています。

このような事業環境、課題認識を踏まえ、当社グループでは、「デジタルサービス企業として、価値ある技術・サービスを提供し続ける」ことを目指し、第8次中期経営計画において掲げた以下の5つの基本方針に基づき、当社グループが優先的に対処すべき事業上および財務上の課題に取り組んでまいりました。

##### ① 成長事業を拡大する

システム開発事業における業種別戦略の強化によって、既存主要顧客からの高収益案件の継続した受注に加え、関連グループ会社からも案件を獲得し、着実に収益を拡大しております。また、ローコード・Salesforce・クラウドを活用したソリューションビジネスの拡充によって、既存主要顧客をはじめ顧客開拓を進めながら新規案件を受注しております。アウトソーシング事業では、オンサイトビジネス強化、低収益ビジネスの見直し、新たなビジネスモデルへの変革を引き続き推進しております。

また、グループ会社やビジネスパートナー各社との相互連携や情報共有をより一層強化し、グループ間の営業連携や共同開発などを拡大、ビジネスパートナーのサービスを活かした営業活動や事業展開などを推進しております。

##### ② 新たな収益基盤を確立する

AIやIoTといったデジタル技術の革新を受けて事業競争力の強化や事業モデルの変革を目指した攻めのIT投資需要が継続する中、社会の持続的な成長に向け、社会課題の解決に繋がる新たな取り組みを図っていくことも求められています。当社においても、「DX推進室」を中心に、外部と共創しながらデジタル技術を活用し、社内外に対して革新的な価値を創出することを引き続き目指してまいります。併せて、M&A、マイノリティ投資も積極的に進めてまいります。

システム開発事業においては、IoTベンチャー企業と資本業務提携を行い、AI統合ソリューションを共同で開発いたしました。また、当社のノウハウを活用し「プロジェクト運営力育成サービス」も新たに展開を始めました。アウトソーシング事業においても、新たなビジネスモデルへの変革に向けて、業務提携先との連携を拡大するとともに、新サービスの立ち上げに向けた協業を引き続き進めております。

### ③ コンプライアンスを徹底する

当社グループでは、企業倫理に基づく公正で健全な企業であり続けるため、コンプライアンス違反を発生させない体制整備に継続して取り組むとともに、コンプライアンス意識の維持向上のための教育を継続的に実施しております。これによりコンプライアンス意識をより一層向上させ、一人一人が自らリスク回避に取り組み、レベルの高い対応をしていけることを目指してまいります。

### ④ 社員の働きがいを高める

人的資本投資の拡充の観点から、第8次中期経営計画において正社員の賃金10%アップを掲げ、達成いたしました。健康経営においてはITS（関東ITソフトウェア健康保険組合）健康優良企業「銀の認定」を取得しました。また、グループ会社がユースエール認定企業や健康優良法人に認定されるなど第三者による評価もいただいております。今後も引き続き健康経営の推進を進めてまいります。また、本社移転等により職場環境の改善を進めるとともに、人事制度等の見直しによって、よりワークライフバランスが実現しやすい環境整備を進めました。人材育成の面では、システム開発事業において自律的な学びのシステムを導入し、等級別ラーニングパスによる継続的なエンジニア育成、リスクリング文化醸成への取り組みを進め全社にも展開中です。さらに、従業員持株会の奨励金を5%から10%に拡充したことで持株会会員数が約80%アップし、活性化に繋がっております。

引き続き、コミュニケーションの活性化、生産性の向上、帰属意識および社員満足度の向上等を通じて働きがいを高めるとともに、優秀な人材の確保を実現し、事業の持続的な成長を目指してまいります。

### ⑤ SDGsを推進する

企業理念として掲げた「ステークホルダーとともに社会の持続的な成長に貢献する」の実現に向けて、SDGsの取り組みにつき、社内への浸透をより一層図るとともに、サステナビリティ基本方針を定め、持続的な企業価値の向上に繋がる各種取り組みを以下のとおり進めております。

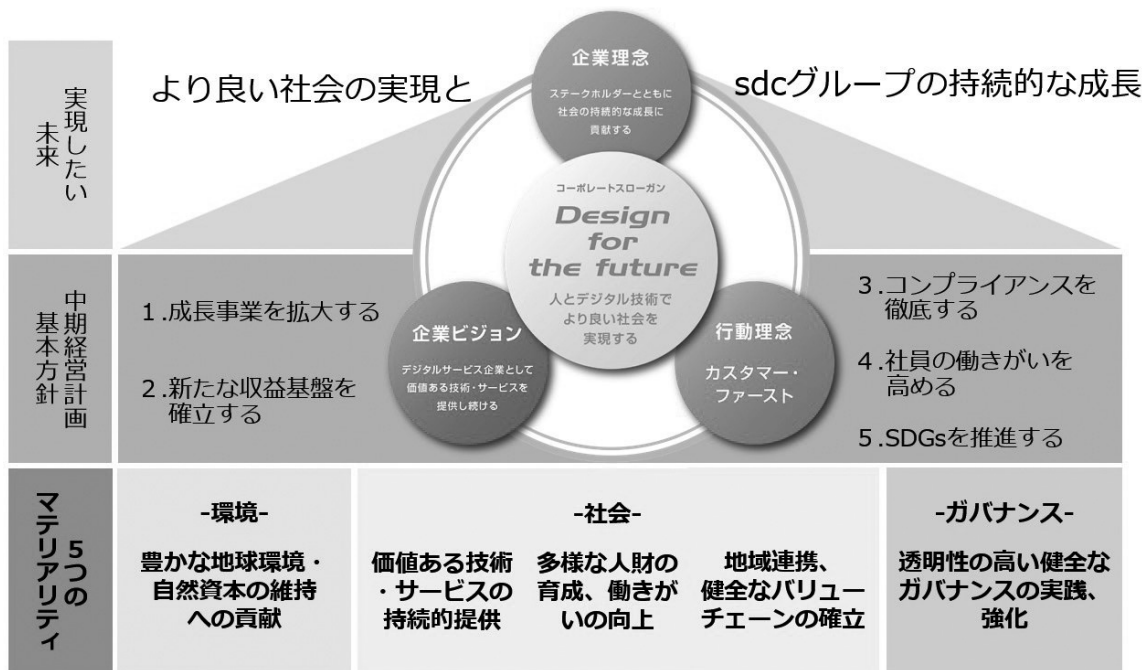
気候変動に伴う温室効果ガス排出量削減に向けた国際的な枠組みであるSBT認定の取得に向け、Scope 1-3の温室効果ガス排出量算定を完了し、当該算定結果をもって申請を進め、2025

年10月に認定を取得いたしました。2035年目標の達成に向けた取り組みを進めてまいります。また、脱炭素社会等の実現に寄与するESG投資についても毎年継続して行っております。

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進においては、目標としていた女性管理職比率15%以上を2025年4月に達成いたしました。また、従来より活動していた女性委員会を発展的に解消し、本年1月にはサステナビリティ推進委員会の下、DE&I推進ワーキンググループを立ち上げました。今後も継続して活動してまいります。

さらに、障がい者雇用支援等をはじめとする地域貢献として、行政と連携し、障がい者の職場実習を通じて参加者の就労支援に貢献したほか、障がい者の方が作成した絵画やフラワーアレンジメントを新たに本社に設置いたしました。また、行政が運営する障がい者福祉施設で生産する菓子類を昨年より毎年4月に開催している全社キックオフミーティングで提供する等、継続的な取り組みを実施しております。

これらの取り組みを当社グループ全体として検討、推進していくため、当社グループのマテリアリティ（重要課題）を特定するとともに、2024年9月に設置したサステナビリティ推進委員会の下で、取り組みを強化しております。次期中期経営計画においても引き続き非財務戦略の推進を進めてまいります。



なお、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」は、改めて当社グループの現状を評価および分析し、PBR（株価純資産倍率）改善に向けて、以下の目標、方針の下で取り組みを進めております。

#### 目標（KPI）について

PBR向上のためには資本コストを上回るROE（自己資本利益率）の達成が求められるとの認識のもと、当社グループは、第8次中期経営計画目標をROE 8%以上、売上高経常利益率5%以上に設定しておりましたが、2026年3月期は、両目標とも達成いたしました。また、2025年3月期より新たな財務指標としてDOE（純資産配当率）を採用しており、2023年3月期実績2.0%の75%増となる3.5%以上を目標に加えておりましたが、こちらも達成いたしました。次期中期経営計画においては、より一層の成長を目指してさらに高い目標を掲げ、達成に向けてグループ一丸となって取り組んでまいります。

	第58期 2024年3月期	第59期 2025年3月期	第60期 2026年3月期
売上高経常利益率 (%)	6.0	5.0	6.1 (中計目標5%以上)
ROE（自己資本利益率） (%)	7.9	6.6	8.3 (中計目標8%以上)
DOE（純資産配当率） (%)	3.2	3.4	4.0 (中計目標3.5%以上)

#### PBR改善に向けた取り組み方針

前述した当社グループが優先的に対処すべき事業上および財務上の課題への取り組みを含め、以下の諸施策の実行により、引き続き、ROEならびにPER（株価収益率）の改善を図り、PBR（=ROE×PER）の向上を引き続き目指してまいります。

- イ) 成長事業の拡大、新たな収益基盤の確立によるROEの改善
  - ロ) 資本政策の見直しによるROEの改善
  - ハ) 非財務戦略の推進によるPERの改善
- 二) IR活動の強化によるPERの改善

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

当社グループは、総合情報サービス会社として下記の事業を営んでおります。

① システム開発事業

企業向けの情報システムの企画、開発から運用までをトータル的にサポートするS I サービスを提供しています。

② アウトソーシング事業

アウトソーシング業務を行うビジネスプロセッシングサービス、コンタクトセンター、データエントリーを中軸として、ID / ICカード発行ソリューションサービスを提供していません。

(6) **主要な営業所および工場** (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都新宿区
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市北区
大 阪 医 療 リ モ ー ト セ ン タ ー	大阪府大阪市北区
天 満 橋 事 業 所	大阪府大阪市中央区
成 増 事 業 所	東京都板橋区
エ ン ト リ ー セ ン タ ー	東京都八王子市
横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市西区
山 梨 事 業 所	山梨県甲斐市
山 梨 竜 王 セ ン タ ー	山梨県甲斐市

(注) 1. 2026年3月31日付で、天満橋事業所を閉鎖いたしました。

2. 2026年4月1日付で、エントリーセンターの名称を八王子事業所へ変更いたしました。

② 子会社

シ ェ ア ー ド シ ス テ ム 株 式 会 社	東京都豊島区
株 式 会 社 ア イ カ ム	東京都文京区
株 式 会 社 フ ォ ー	東京都調布市

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システム開発事業	310 (10) 名	9 (△1) 名
アウトソーシング事業	173 (603) 名	13 (△10) 名
全社 ( 共通 )	70 (29) 名	△14 (5) 名
合計	553 (642) 名	8 (△6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員およびパート社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、全社 (共通) として記載されている使用人数は、営業部門および管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
378 (387) 名	△4 (36) 名	38.9歳	9.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員およびパート社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,760,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 1,429名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K a w a s h i m a	1,253千株	36.7%
UHPartners 2投資事業有限責任組合	256	7.5
光通信KK投資事業有限責任組合	221	6.5
竹 内 理 人	121	3.5
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	80	2.3
山 下 良 久	59	1.7
川 村 洋 子	56	1.7
金 田 真 吾	55	1.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50	1.4
細 谷 徳 男	48	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を81,514株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	隈 元 裕	ピー・シー・エー株式会社社外取締役 シェアードシステム株式会社取締役相談役 株式会社アイカム取締役相談役 株式会社フォー取締役相談役
取 締 役	長 谷 賢 一	管理業務担当 シェアードシステム株式会社監査役 株式会社アイカム監査役 株式会社フォー監査役
取 締 役	岡 田 秀 明	システム開発事業担当 アウトソーシング事業担当 シェアードシステム株式会社代表取締役会長 株式会社アイカム代表取締役会長 株式会社フォー代表取締役会長
取 締 役	梶 本 繁 昌	アイビーシー株式会社社外取締役 株式会社Pro-SPIRE社外取締役
取 締 役	三 谷 香	三谷公認会計士事務所代表 合同会社三谷会計パートナーズ代表社員 独立行政法人工業所有権情報・研修館監事 株式会社コメリ監査等委員である社外取締役
常 勤 監 査 役	戸 村 敦 雄	和心システム株式会社シニアアドバイザー 株式会社シーアンドエーソリューションアドバイザー
監 査 役	深 澤 公 人	深澤会計事務所所長 ピー・シー・エー株式会社社外監査役 学校法人サンテクノカレッジ監事
監 査 役	大 久 保 映 貴	TH総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役梶本繁昌氏および取締役三谷香氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役戸村敦雄氏および監査役深澤公人氏、監査役大久保映貴氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中および事業年度末日後の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりです。

- (1)取締役隈元裕氏の地位、担当および重要な兼職を以下のように変更しております。
  - 2025年4月1日付でアウトソーシング事業担当を外れております。
  - 2026年5月22日に、株式会社フォー取締役相談役を辞任しております。
  - 2026年5月25日に、シェアードシステム株式会社取締役相談役を辞任しております。
  - 2026年5月25日に、株式会社アイカム取締役相談役を辞任しております。
  - 2026年6月23日付けで、代表取締役会長に就任予定です。
- (2)取締役岡田秀明氏の地位、担当および重要な兼職を以下のように変更しております。
  - 2025年4月1日より、アウトソーシング事業を担当しております。
  - 2025年5月20日より、株式会社フォー代表取締役会長に就任しております。
  - 2025年5月21日より、株式会社アイカム代表取締役会長に就任しております。
  - 2026年5月22日に、株式会社フォー代表取締役会長を辞任し、取締役相談役に就任しております。
  - 2026年5月25日に、シェアードシステム株式会社代表取締役会長を辞任し、取締役相談役に就任しております。
  - 2026年5月25日に、株式会社アイカム代表取締役会長を辞任し、取締役相談役に就任しております。
  - 2026年6月23日付けで、代表取締役社長に就任予定です。
- (3)取締役長谷賢一氏の地位、担当および重要な兼職を以下のように変更しております。
  - 2026年6月23日付けで、常務取締役に就任予定です。
- (4)取締役梶本繁昌氏の地位、担当および重要な兼職を以下のように変更しております。
  - 2025年9月30日に、沼尻産業株式会社社外取締役を退任しております。
- (5)取締役三谷香氏の地位、担当および重要な兼職を以下のように変更しております。
  - 2025年6月26日より、株式会社コメリ監査等委員である社外取締役に就任しております。
- (6)監査役戸村敦雄氏の地位、担当および重要な兼職を以下のように変更しております。
  - 2026年3月31日に、和心システム株式会社シニアアドバイザーを契約期間満了により退任しております。
5. 取締役三谷香氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役深澤公人氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役梶本繁昌氏、取締役三谷香氏、監査役深澤公人氏、監査役大久保映貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役および監査役全員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、当社が負う有価証券損害保険費用、訴訟費用、不祥事が生じた際の調査費用等の補償に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等を補填するものであります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での1年毎の更新を予定しております。

#### ④ 取締役および監査役の報酬等

##### イ)取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

##### 1. 基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を促進する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭による固定された基本報酬、および非金銭報酬である株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、金銭による基本報酬のみとする。

##### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定された報酬とし、役位、職責、前年度の評価に基づく当社への業績貢献度等も考慮しながら、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、総合的に勘案して決定するものとする。

社外取締役を除く取締役の基本報酬は、役位に応じた固定部分と前年度の評価に基づく業績貢献度に応じた変動部分に分け、その合計額を金銭による固定の基本報酬として支給する。

社外取締役を除く取締役の固定部分は、役位に応じて定めるものとする。

社外取締役を除く取締役の変動部分は、固定部分の0%から概ね23%の範囲で、前年度の評価を踏まえた担当業務における各期の業績貢献度等を総合的に勘案した評価に応じ7段階で定めるものとする。

社外取締役を除く取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位および前年度の評価を踏まえた業績貢献度等に応じて定めることとし、代表取締役と取締役相互が協議を行い、各評価の妥当性を検討した上で代表取締役が原案を作成し、さらに、常勤監査役や社外取締役の意見も取り入れることで、客観性、公正性、透明性を担保した上で、取締役会にて承認する。

社外取締役の金銭による固定された基本報酬は、その職責に応じて定めるものとし、個別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役が原案

を作成し、常勤監査役の意見も取り入れることで、客観性、公正性、透明性を担保した上で、取締役会にて承認する。

### 3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等の中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬（事後交付型リストラクテッド・ストック）とし、社外取締役を除く取締役を対象として、その取締役の退任時に交付するものとする。

株式報酬（事後交付型リストラクテッド・ストック）については、取締役会にて別途定める付与規程に従い、株主総会で決議された付与総数の範囲内で、毎年、1ポイントにつき当社の普通株式1株に相当するポイントを役位に応じて付与し、対象取締役が当社の取締役を退任する際に、当該退任の時の直後の時点で保有するポイントの合計数に応じて、1ポイントあたり当社株式1株を退職給与として交付するものとする。ただし、対象取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合など、株式報酬の付与規程にあらかじめ定められた一定の事由が生じた場合には、対象取締役に付与されたポイントを喪失させることができるものとする。

### 4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、金銭報酬である基本報酬と非金銭報酬である株式報酬の比率の目安を9：1とし、上位の役位ほど株式報酬のウエイトが高まる構成となるよう、株式報酬の付与規程を取締役会にて定める。

ロ)当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	70,532千円 (7,740千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13,200千円 (11,400千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (5名)	83,732千円 (19,140千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第40期定時株主総会において、取締役については年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役0名）、監査役の員数は3名になります。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。
- 当事業年度における株式報酬引当金の繰入額  
取締役 3名（社外を除く） 18,813千円

⑤ 社外役員に関する事項

イ)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役梶本繁昌氏は、アイビーシー株式会社社外取締役、株式会社Pro-SPIRE社外取締役であります。当社はアイビーシー株式会社との間には特別の利害関係はありません。株式会社Pro-SPIREとの間にシステム開発等の取引関係があります。
- ・取締役三谷香氏は、三谷公認会計士事務所代表、合同会社三谷会計パートナーズ代表社員および独立行政法人工業所有権情報・研修館監事、株式会社コメリ監査等委員である社外取締役であります。当社は三谷公認会計士事務所、合同会社三谷会計パートナーズおよび独立行政法人工業所有権情報・研修館、株式会社コメリとの間には特別の利害関係はありません。
- ・常勤監査役戸村敦雄氏は、和心システム株式会社シニアアドバイザー、株式会社シーアンドエーソリューションアドバイザーであります。当社は和心システム株式会社、株式会社シーアンドエーソリューションとの間には特別な利害関係はございません。

- ・監査役深澤公人氏は、深澤会計事務所所長、学校法人サンテクノカレッジ監事およびピー・シー・エー株式会社社外監査役であります。当社は深澤会計事務所および学校法人サンテクノカレッジとの間には特別の利害関係はありません。当社はピー・シー・エー株式会社との間に製品の開発・組立や電話による顧客サポート等の取引関係があります。
- ・監査役大久保映貴氏は、TH総合法律事務所弁護士であります。当社は、TH総合法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

□)当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 梶本 繁昌	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 三谷 香	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤監査役 戸村 敦雄	2025年6月24日以降に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。また、監査役会11回の全てに出席いたしました。取締役会においては、IT業界における専門的知識および経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の監査に関する重要事項について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 深澤 公人	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。また、監査役会14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大久保映貴	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	55百万円
ロ. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

当社は、内部統制システムの目的を「業務の有効性、効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」「法規則と内部規程の遵守」「会社資産の保全」と認識し、不断の見直しによって内部統制の一層の強化、改善を図っております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

### ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社の企業倫理および法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、「企業行動基準」および「コンプライアンス基本方針」を定め、その実践の為に、「コンプライアンス規程」を作成し、その徹底を図る。

当社役員および使用人はこれらを率先垂範して実践する。

また、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、研修などを通じて指導教育を実施し、その徹底を図る。

### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社「文書管理規程」および「個人情報保護規程」、「情報システム運用管理規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。

ロ) 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。

ハ) 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策委員会を設置し、リスク一覧表の作成、定期的な見直しを行うとともに、リスクが生じた場合、その重要度に応じて臨時開催し、必要に応じて顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
  - ロ) 当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に経営企画会議において検討し、その審議を経て意思決定を行うものとする。
  - ハ) 当社の取締役会の決定に基づく職務執行については、組織権限規程に基づく業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社に対して自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行うとともに、内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社グループにおける重要事項に関し定期的な状況の把握により、適切に管理する。
  - ロ) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社およびグループ各社の内部監査を実施し、コンプライアンスに関する取り組みおよび内部統制に関して状況の把握と改善策の指導、助言を行う。
  - ハ) 当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス違反リスクを含むリスク対策として、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとする。
  - ロ) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、それ以外の者の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 当社の取締役および使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事

実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。

- ロ) 当社の取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
  - ハ) 当社の取締役および使用人は、当該報告を監査役に行ったことによって、社内で不利益な取扱いを受けないものとする。
  - 二) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は当社の監査役会の定めるところに従い、前イ、ロと同様に、当社の監査役に報告を行うものとする。前ハについても同様とする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用または債務が当該監査役職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。
- ⑨ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見および情報の交換を行う。
  - ロ) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
  - ハ) 監査役は外部監査人、内部監査室と密接な連携を保ちながら、情報、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。
  - 二) 監査体制の実効性を高めるため、当社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について意見および情報の交換を行う。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社および当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨の規定を「企業行動基準」に明文化し、ホームページにおいて公表するとともに、当社において「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないことを徹底するための組織体制について規定し、もって会社運営の適正および経営意思決定過程の適性ならびに役職員の生命、身体の安全を確保することを目的としております。

反社会的勢力排除を組織として推進するため、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、マニュアルに沿った業務活動を行うとともに、社内での教育、指導にも努めております。

#### 当該体制の運用状況の概要

##### ①コンプライアンスに対する取り組み

当社はコンプライアンス規程を制定するとともに、法務コンプライアンス担当を配置し、当社役員および使用人に対して法令遵守の意識を高める企業コンプライアンス研修等の各種セミナーを開催する等、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社役員および使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護に関する教育および研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

##### ②職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会規程、職務権限規程に基づき、取締役会承認事項、稟議承認事項の各種区分に分けて、承認基準と意思決定を明確化しております。稟議承認事項についてはその重要性により、稟議決裁、事業部長決裁、部長決裁、課長決裁と分けております。

また、稟議承認については電子決裁制度を導入し、手続きが効率的かつ迅速に行われるよう努めております。

##### ③監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役および幹部社員から懸案事項および事業のリスクについてヒアリングを行う他、社長と年4回の意見交換を行っております。

##### ④内部監査の実効性を確保するための取り組み

内部監査室は、全部門を対象に監査を計画的に実施し、監査結果を社長に報告するとともに、必要に応じて改善事項の指摘・指導を行い、改善状況を報告させ監査の実効性を高めております。また取締役会への定期報告も実施しております。

##### ⑤財務報告および情報開示に係る内部統制に対する取り組み

当社では内部統制プロジェクトを立ち上げ、策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、年1回、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、社内運用ルールおよび社内システムの改善につなげるにより内部統制システムの質的向上を図っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財政および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をより一層拡充する観点から、今後は減配を実施せず増配または維持する「累進配当方針」を原則とすることを明確化するとともに、第8次中期経営計画においてDOE目標を設定し、3.5%以上を目指してまいりました。

内部留保につきましては、業務の一層の効率化を図るための設備投資、優秀な人材の確保・育成、社内体制の充実等、経営基盤の強化に充当し、業容の拡大に取り組み、企業価値の増大を通じ、株主の皆様への利益還元を充実させることを基本とする方針であります。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当を前事業年度比10円増配し、55円といたしたいと存じます。

なお、翌事業年度の配当予想につきましても、株主還元をより一層進めていくため、普通配当として1株当たり5円増配し、60円としております。

今後も引き続き、株主の皆様への利益還元をより一層拡充してまいります。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,053,136</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,431,054</b>
現金及び預金	3,293,282	買掛金	89,027
売掛金及び契約資産	1,610,143	リース債務	6,431
商品及び製品	50,690	未払金	583,995
仕掛品	3,037	未払法人税等	175,822
原材料及び貯蔵品	1,595	契約負債	55,626
その他	95,941	受注損失引当金	22,240
貸倒引当金	△1,553	賞与引当金	221,855
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,829,297</b>	その他	276,055
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>315,431</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>635,529</b>
建物及び構築物	139,792	リース債務	17,749
土地	84,919	役員株式報酬引当金	61,064
リース資産	22,037	退職給付に係る負債	521,208
その他	68,681	資産除去債務	3,341
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>32,673</b>	その他	32,165
のれん	9,618	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,066,584</b>
ソフトウェア	6,663	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	16,391	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,843,059</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,481,191</b>	資本金	333,906
投資有価証券	295,953	資本剰余金	298,270
長期貸付金	100,000	利益剰余金	4,250,197
繰延税金資産	279,795	自己株式	△39,314
保険積立金	609,060	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△27,210</b>
その他	222,374	その他有価証券評価差額金	25,728
貸倒引当金	△25,992	退職給付に係る調整累計額	△52,939
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,882,433</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,815,848</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,882,433</b>

## 連結損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,993,803
売上原価	7,738,714
売上総利益	2,255,088
販売費及び一般管理費	1,659,093
営業利益	595,995
営業外収益	34,698
受取利息	7,470
受取配当金	5,194
助成金収入	10,832
投資有価証券売却益	5,035
受取返還金	3,809
その他	2,356
営業外費用	25,992
貸倒引当金繰入額	25,992
経常利益	604,702
特別損失	42
固定資産除却損	42
税金等調整前当期純利益	604,660
法人税、住民税及び事業税	230,282
法人税等調整額	△18,749
当期純利益	393,126
親会社株主に帰属する当期純利益	393,126

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,470,774</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>976,576</b>
現金及び預金	2,205,242	買掛金	14,917
売掛金及び契約資産	1,174,134	未払金	365,518
商品及び製品	27,266	未払費用	50,066
仕掛品	2,397	未払法人税等	133,181
原材料及び貯蔵品	1,547	未払消費税等	122,989
前払費用	51,199	契約負債	4,508
関係会社短期貸付金	6,750	受注損失引当金	22,240
その他	2,588	賞与引当金	221,855
貸倒引当金	△352	その他	41,299
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,552,179</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>537,371</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>259,676</b>	役員株式報酬引当金	61,064
建物	118,700	退職給付引当金	444,073
構築物	0	その他	32,234
工具、器具及び備品	51,102	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,513,948</b>
土地	84,089	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	5,783	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,484,203</b>
その他	0	資本金	333,906
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>14,772</b>	資本剰余金	298,270
ソフトウェア	4,693	資本準備金	293,182
その他	10,079	その他資本剰余金	5,088
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,277,729</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,891,341</b>
投資有価証券	279,105	利益準備金	25,743
関係会社株式	982,956	その他利益剰余金	3,865,598
長期貸付金	100,000	別途積立金	1,916,671
差入保証金	134,740	繰越利益剰余金	1,948,926
保険積立金	558,864	<b>自 己 株 式</b>	<b>△39,314</b>
繰延税金資産	242,800	評価・換算差額等	24,801
その他	5,255	その他有価証券評価差額金	24,801
貸倒引当金	△25,992	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,509,005</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,022,954</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>6,022,954</b>

# 損益計算書

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,919,532
売上原価	5,279,281
売上総利益	1,640,250
販売費及び一般管理費	1,247,557
営業利益	392,693
営業外収益	110,745
受取利息	5,995
受取配当金	80,194
受取手数料	7,800
助成金収入	5,631
投資有価証券売却益	5,004
受取返還金	3,809
その他	2,309
営業外費用	25,992
貸倒引当金繰入額	25,992
経常利益	477,447
特別損失	42
固定資産除却損	42
税引前当期純利益	477,405
法人税、住民税及び事業税	146,034
法人税等調整額	△17,087
当期純利益	348,457

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

システムズ・デザイン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 木	直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷 川	陽 子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、システムズ・デザイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

システムズ・デザイン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮木	直哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷川	陽子

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

システムズ・デザイン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 戸村 敦 雄 ㊟

社外監査役 深澤 公 人 ㊟

社外監査役 大久保 映 貴 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## ハイアット リージェンシー 東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

地下1階『白鳳』の間

### ■徒歩での経路

- ・新宿駅(西口)より徒歩約9分
- ・地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口C4連絡通路経由徒歩1分
- ・地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。